

基本施策3 特別な援助を要する家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

子育て中の親の育児に対する不安や負担感が増大しており、こうした親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶たない状況です。

また、児童虐待を受けた子どもは心に深い傷を負い、将来、自分の子どもを虐待する加害者となる可能性があると言われてしています。こうした悪循環を断ち切るためにも、早期対応による心のケアの充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要になります。

本町では、平成16年度に中央児童相談所、県東健康福祉センター、民生・児童委員、主任児童委員、保育園・幼稚園、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる「芳賀町児童虐待防止ネットワーク協議会」を他市町村に先がけて設置し、虐待の予防、早期発見、早期対応等連携体制を強化しています。

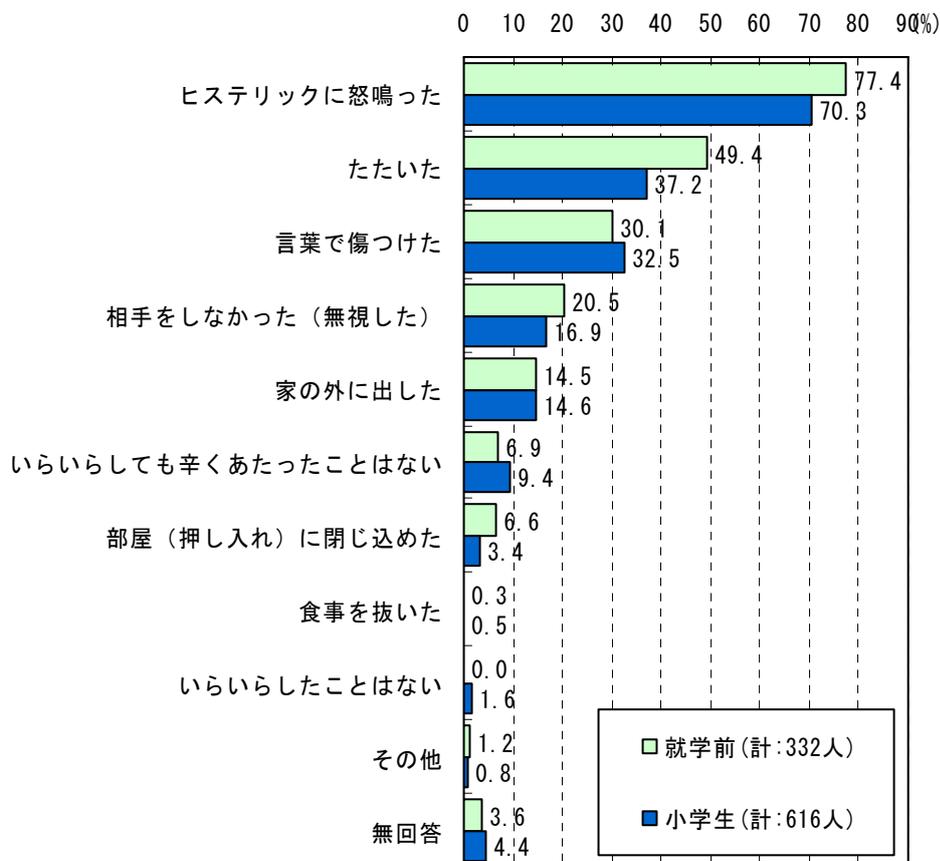
また、保健センターにおいて妊産婦から乳幼児を対象とした母子保健事業を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

さらに、乳幼児健康診査では、母子管理台帳による虐待のチェックを行っています。

ニーズ調査結果をみると、子どもに辛くあたった経験では、「ヒステリックに怒鳴った」と回答した人の割合が7割を超えています。

また、「たたいた」、「言葉で傷つけた」などの割合も高く、こうした行動がエスカレートすることのないよう対策を講じる必要があります。

◎子どもに辛くあたった経験はあるか



(資料:ニーズ調査)

今後の取り組み

■ 児童虐待防止ネットワーク協議会の強化

「芳賀町児童虐待防止ネットワーク協議会」の強化を図ります。

児童虐待の予防、早期発見、家庭への支援を図るため、児童相談所をはじめ福祉・保健・医療・教育・警察等が連携を図り、虐待を受けている子どもの発見から解決への対応、具体的事例の検討、各機関との情報交換、虐待に関する啓発活動を行います。

■ 母子保健事業における児童虐待の早期発見・早期対応

妊婦から乳幼児を対象とした各種母子保健事業を通じて虐待予防対策を実施し、早期発見・早期対応に努めます。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、離婚や交通事故等の増加により、母子家庭や父子家庭などのいわゆる「ひとり親家庭」の支援が課題となっています。

特に、母子家庭の場合は、就業面で不利な状況に置かれることが多いと同時に、養育費も得られにくいなど、経済的、精神的に不安定な状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、母子家庭等が安心して生活できるように経済的な支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要となります。

現在、本町では、県において支給される児童扶養手当（*）や県と町が支給するひとり親家庭等医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上に努めています。また、栃木県母子父子福祉協力員が様々な相談に応じています。

しかしながら、各種制度の存在を知らない人もいることから、より一層広報活動による周知を強化していく必要があります。

※児童扶養手当：父親と生計をともにしていないかまたは、父親に一定の障害のある18歳未満の児童を養育している人に、児童の健やかな成長を願って支給される手当（所得制限あり）。

今後の取り組み

■ 母子家庭等への情報提供体制の充実

経済的な支援のみならず、子育てに関する生活支援や就労支援の充実など広報活動を積極的に行い、情報提供体制の充実に努めます。

■ 母子家庭等に対する相談体制の充実

母子家庭等の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。

(3) 障害・発達に遅れのある子どもへの支援

現状と課題

障害や発達に遅れのある子どもをもつ家庭では、子どもの未来に多大な不安を感じています。このような不安の軽減や障害の原因となる疾病の早期発見には、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たしています。

また、障害や発達に遅れのある子どもが身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに合わせた相談・支援体制の確立が必要です。

さらに、障害のある子どもが、障害のない子どもとともに身近な地域で成長することができるよう保育園、幼稚園、学校等で連携を図り、障害のある子どもの受け入れ体制の整備を推進していくことが大切です。

現在、本町では、専門医師、小・中学校の校長及び教員、益子養護学校の教員、保健師、保育士、幼稚園教諭、教育相談員、学識経験者で構成する「芳賀町障害児就学指導委員会」を設置し、障害児の適正な就学指導及び教育的指導の強化を図っています。

また、障害や発達に遅れのある子どもに対して「ことばの教室」を週2回開催し、専門指導員による個別療育指導を行っています。



今後の取り組み

■■ 障害の早期発見・早期療育の充実

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・早期療育を推進していくため、各種健康診査など個別療育指導の充実を図ります。

■■ 障害に関する知識の普及・啓発

障害に関する知識を習得し、福祉への問題意識を高めるため、学校の授業における福祉教育の推進に努めます。

■■ 障害児に対する各種諸手当の周知と充実

障害の種類や程度に応じて各種諸手当を支給することにより、経済的支援と福祉の増進を図ります。また、制度の周知を図ります。

■■ 「芳賀町障害児就学指導委員会」の充実

「芳賀町障害児就学指導委員会」を充実させ、障害児の適正な就学指導及び教育的措置を図ります。

→学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症を含めた児童生徒についても、自立や社会参加にむけた教育・指導・支援を行います。

■■ 発達に遅れのある子どもへの支援

発達に遅れのある子どもの健全な成長と、その保護者を暖かく見守る環境の整備と充実を図ります。

目標値

事業名	担当課	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
障害児サポート	健康福祉課 保育課	実施回数 月2回	要望の状況をみて 増やす
ことばの教室	健康福祉課	実施回数 週2回	実施回数 週3回

■■ 障害児をもつ親への支援

障害児をもつ親に対する、子どもへの接し方を指導する体制の整備を図ります。

基本方針2 働きながら安心して子育てができる環境の整備

基本施策4 保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

現状と課題

近年、女性の高学歴化や就業意欲の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、結婚、出産後も仕事を続ける女性が増加しています。

こうした状況を踏まえ、安心して仕事と子育ての両立ができるように、一時保育、延長保育、休日保育等の様々な保育サービスを提供する環境の整備が必要になります。

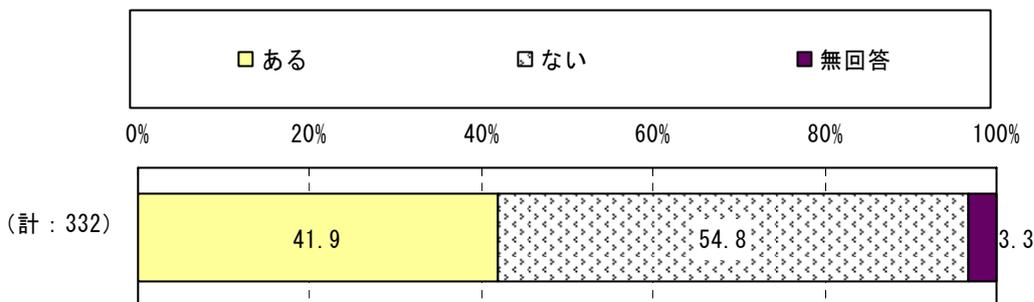
また、サービスの量的確保もさることながら、サービスの質的向上を図るため、保育士等に対する研修を充実させ、専門的な能力を高めることで子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていくことが求められています。

現在、本町には公立保育園が3施設あり、入所児童数は増加傾向にあります。平成10年度から平成16年度までの入所児童数をみると、75人の増加となっています。

そこで、待機児童数を出さないために入所定員数の弾力化や通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育、一時保育など多様な保育サービスの充実が必要になっています。

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査結果では、子どもを預けてリフレッシュしたいことが「ある」と回答した人が41.9%となっており、リフレッシュ保育に対するニーズが高くなっていることが分かります。

◎子どもを預けてリフレッシュしたいことがあるか



(資料:就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査)

今後の取り組み

■ 待機児童を出さない対策

保育ニーズに対応するため、待機児童数の解消に向けた定員数の弾力化等による入所児の増加を図ります。

■ 延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間（午前8時30分から午後5時15分）を超えて保育を行います。利用者の要望に応じて最長午前7時から午後7時までの延長保育を継続します。

■ 一時保育の充実

専業主婦の育児疲れを解消するために保育園等において一時的な保育を行い、家庭を中心とした子育て支援を図ります。

■ 放課後児童クラブの充実

みささ館で実施している「あおぞらクラブ」を芳賀南小学校に隣接させ、利用しやすい施設整備を推進します。また、これに伴い定員を拡大します。

農業者トレーニングセンターで実施している「なかよしクラブ」を整備し、定員の拡大に努めます。

生涯学習センターで実施している「おひさまクラブ」の定員を拡大します。

■ 障害児保育の充実

保育園における障害のある子ども（集団保育が可能）の受け入れ体制を整備するとともに、職員に対する資質向上を目指します。

目標値

事業名	担当課	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
待機児童を出さない取り組み	保育課	保育園定員数 270人	保育園定員数 300人
延長保育	保育課	実数(15年度) 157人	実数 170人
一時保育	保育課	実数(15年度) 1,043人	実数 1,100人
放課後児童クラブ	保育課	実数 81人	実数 120人
障害児保育	保育課	定員数 9人	継続
預かり保育	のび 幼稚園	実施時間 <平日> 15:30~17:30 <第1・3・5土曜> 8:00~17:30	継続

基本施策5 仕事と子育ての両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

現状と課題

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭が増加しています。

こうした状況においては、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「働き方の見直し」を進めることが大切です。

また、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、男女がともに健全な家庭生活を築いていく必要があります。

国においては、次世代育成支援対策として、300人を超える労働者を常時雇用している企業に対して、企業版の次世代育成支援行動計画「一般事業主行動計画」を策定することを義務づけており、町内の雇用者及び労働者双方にも、こうした国の趣旨を周知し、理解と協力、実践を求めていくことが必要となっています。

本町では男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画事業「町民のつどい」を年1回開催するとともに、啓発活動や教育活動の充実を図っています。

今後の取り組み

男女共同参画の推進

女性がより活動しやすい環境をつくるために、男女共同参画講演会の開催やパンフレットを作成し、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

目標値

事業名	担当課	現況 (平成15年度)	目標 (平成21年度)
「町民のつどい」	生涯学習課	実施回数 1回 参加人数 600人	継続

(2) 仕事と子育ての両立を推進するための普及・啓発

現状と課題

仕事と子育ての両立を推進するためには、家庭や地域における支援体制の整備とともに、事業主側の子育てに対する理解と協力が必要です。

また、県や商工会議所などの関係機関や団体との連携を図りながら、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理や育児休業、看護休暇を取りやすい環境の整備を推進していくことが求められています。

そこで、男女ともに仕事と子育てを両立できるように多様な働き方に合わせた保育サービスの充実や子育て家庭に配慮した就業形態、職場環境の整備、夫婦がともに支えあい、子育てをしていく意識改革が必要になります。

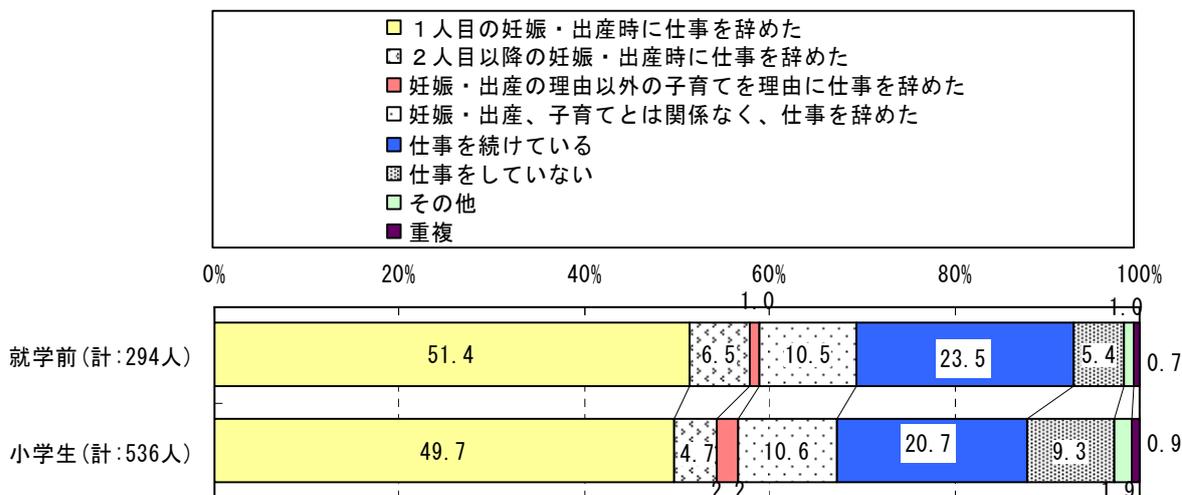
現在、本町では、一時保育や延長保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに対応した施策を展開しています。また、子育て支援サービスの情報をホームページや広報紙などに掲載し、わかりやすく、利用しやすい情報を提供しています。

ニーズ調査結果をみると、出産を機に退職した経験がある人（女性）は、「1人目の妊娠・出産時に仕事を辞めた」が最も多くなっています。

一方、「仕事を続けている」と回答した人は、就学前児童の保護者（女性）で23.5%、小学校児童の保護者（女性）で20.7%となっています。

こうした結果を踏まえ、事業主や労働者に対し、子育てをしながら仕事ができるよう就労環境の改善に向けた働きかけが必要になります。

◎出産を機に退職経験があるか（女性のみ回答）



(資料:ニーズ調査)

今後の取り組み

■ ■ 育児休業、看護休暇制度の周知・啓発

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように育児休業、看護休暇制度の周知・啓発を促進します。

■ ■ 職場の理解と協力の強化

働きながら子育てをしていくために、事業主や労働者の子育てに対する理解と協力を啓発します。

基本方針3 親と子の学びと育ちを支援する環境の整備

基本施策6 子どもの心身の健やかな成長に資する

教育環境の整備

(1) 魅力ある学校の推進

現状と課題



学校教育では、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し問題を解決する資質や能力を養うことが大切です。

また、「生きる力」と生命の尊さを実感し、他人を思いやる「豊かな心」を育成することやスポーツなどを通して「健やかな体」を育成することが必要になります。

そこで、子どもが生まれながらにして持っている個性や能力を伸ばし、社会で十分に発揮できるように質の高い、魅力にあふれた学校づくりが求められています。

さらに、魅力ある学校とは、「楽しく学び、楽しく遊ぶ子どもたちが集う学校」のことであると考えます。そのために教職員も校内研修等で自らの資質向上をはかり、子どもたちとのふれあいを大切にし、活気の漂う学校づくりに励むことが肝要です。

現在、本町では確かな学力を身につけさせるため、きめ細かな指導方法や指導形態の工夫を行っています。具体的には、中学校で35人の少人数指導を実施するとともに、英語指導員を2名配置させ、語学力の向上に努めています。

また、「中学生海外派遣事業」を実施し、外国文化の理解と語学研修に役立てています。

さらに、町では「学習指導助手教員」を小学校に5人、中学校に1人配置し、授業の理解力と指導力の効果を高めています。

一方、望ましい人間形成の基礎づくりのために、道徳の時間をはじめ学校教育全体を通じて道徳教育の充実を図っています。

また、「健やかな体」の育成では、地域の人材を有効活用し、スポーツの発展と運動能力向上を目指しています。

今後の取り組み

■■「確かな学力」の向上

- 一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな学習指導を行うために、少人数学習指導等の充実を図ります。
- 学習指導助手を増員します。
→学級生活になじめない小学校低学年児童に対する集団適応指導や学び方の指導を行います。
→中学生の基礎的な学習内容の定着を図るとともに、個性を大切にしながら「生きる力」を育成します。
- TT（チームティーチング）学習の推進により学習効率を高め、基礎学力を向上させる支援を行います。
- 就学前教育を推進します。基本的な生活習慣や社会性を身につけさせます。

———— 目標値 ————

事業名	担当課	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
35人少人数 学級の編成	学校教育課	実施学校数 小学校：5校 中学校：1校	実施学校数 小学校：全校 中学校：全校
学習指導助手 教員	学校教育課	配置人数 6人	配置人数 9人

■ ■ 「豊かな心」の育成

体験活動を生かした「心の教育推進活動」「豊かな心を育てる活動」や地域行事への参加などによる、心に響く人権・道徳教育を推進します。

■ ■ 国際性豊かな人材の育成

国際性豊かな人材を育成するため、英語指導員の配置や「中学生海外派遣事業」などの体験学習を充実します。

目標値

事業名	担当課	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
中学生海外派遣事業	学校教育課	実施回数 1回 参加人数 22人	継続

■ ■ 相談体制の充実

スクールカウンセラーの派遣

→心に悩みをもつ児童・生徒や教職員を対象に、心理学・精神医学等専門的視野からの指導・助言を充実します。

→不登校の児童・生徒に対する心のケアを行います。

■ ■ 不登校児童・生徒に対する支援体制の充実

不登校児童・生徒の居場所づくりを推進します。

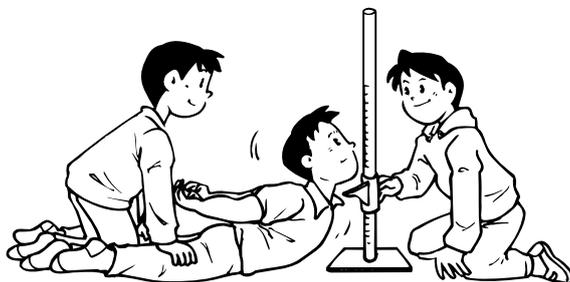
→真岡市・市貝町・益子町にある適用指導教室を活用し、必要に応じて町内にも施設の設定を図ります。

■■ 情報教育の充実

子どもたちの「情報社会に参画する態度」を育むため、パソコンやインターネットの正しい使い方やルールを身につけさせるよう指導します。また、保護者に対して、子どもたちを取り巻く環境や増加する犯罪について理解と啓発を図ります。

■■ 幼児教育への支援

私立幼稚園就園奨励費補助の継続
→世帯状況に応じた助成を行います。



(2) 親になるための学習機会の提供

現状と課題

少子化、核家族化などの進展により、乳幼児とふれあう機会が少なくなり、育児に関する知識や経験がないままに親になっている人が増加しています。子どもは将来、家庭を築き、子どもを産み育て、次代の社会を担う重要な存在です。子どもを産み、子育てをすることの意義を考え、子宝に恵まれた家族設計が期待できる社会環境を築いていくためにも、子どもの将来を見据えた乳幼児とふれあう機会を提供することが必要となります。



園児と小学生の交流

現在、本町では、小学校での「総合的な学習の時間」、中学生が地元の人に指導を受ける「マイチャレンジ」や高校生の「ジュニアリーダーズクラブ」において、乳幼児と出会い、ふれあい、交流することにより、生命の大切さを学習する機会を推進しています。今後は職場体験授業だけでなく、保育園・幼稚園と学校との連携を図りながら、交流機会を増やす必要があります。



今後の取り組み

■■ 乳幼児とのふれあい・交流機会の提供

小学生、中学生が乳幼児とふれあうことで、生命の大切さ・人に対するやさしさ・家庭の大切さを理解する体験機会を提供します。

(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の経験が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えられていると言われており、生涯にわたる健康づくりの基盤と次代の子どもの産み育てる準備期間として非常に重要な時期です。

しかし、大人と子どもの両面を持つ精神的に情緒不安定な時期に、好奇心や興味本位から性交渉、薬物乱用、喫煙、飲酒などを経験してしまう人が増加しています。

また、心身症、不登校、ひきこもりなどをはじめとした思春期特有の問題が増加しています。

こうしたことから、子どもたちが健やかに思春期を送るために、家庭・学校・地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期における健康教育を充実するとともに、親をはじめ周囲の大人が子どもをサポートする体制を確立する必要があります。

現在、本町では、教育相談員を各学校に派遣して、子どもに対するカウンセリングをはじめ、親や教員に対する相談を実施しています。

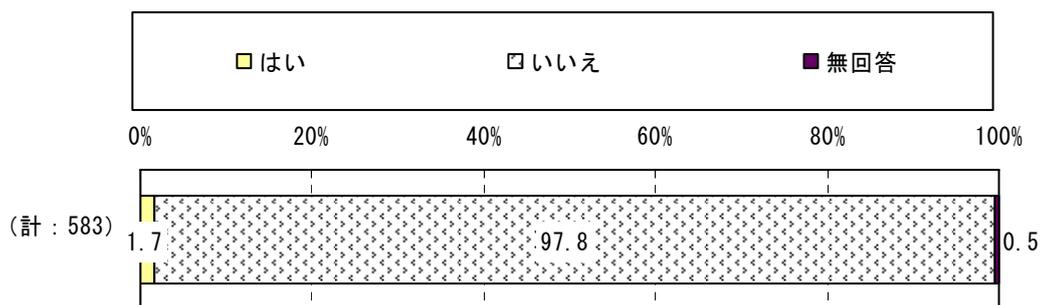
また、学校では保健の授業において性交渉、薬物乱用、喫煙、飲酒などの教育指導を実施しています。

さらに、小学5年生と6年生、並びに中学3年生を対象に「思春期教室」を開催し、性・男女交際・生命の尊重等の教育指導を行っています。今後は対象学年を拡大し、より一層強化することが必要です。

中高生を対象としたニーズ調査結果では、1か月以内に喫煙を経験した人の割合が1.7%となっています。

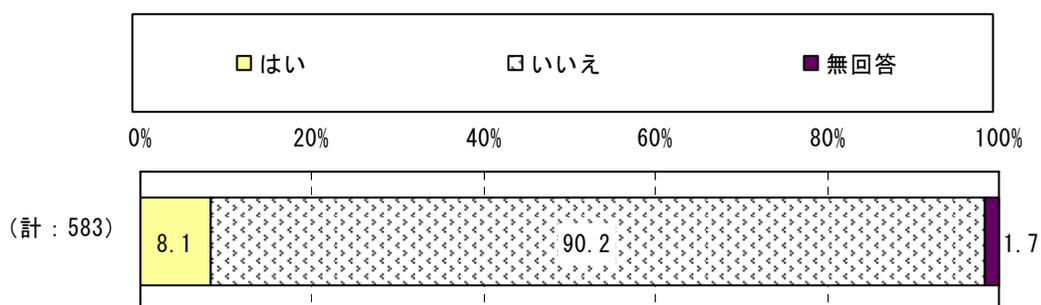
また、1か月以内に飲酒を経験した人の割合が8.1%となっています。こうした結果を踏まえて、思春期における健康教育を強化していく必要があります。

◎ 1か月以内にタバコを吸ったか



(資料:中高校生を対象としたニーズ調査)

◎ 1か月以内にお酒を飲んだか



(資料:中高校生を対象としたニーズ調査)

今後の取り組み

■■ 相談・支援体制の充実

各学校に教育相談員を派遣し、いじめや不登校等の悩みを抱えている児童・生徒及びその親、教職員の相談に応じるなど、きめ細かな相談・支援体制の充実を図ります。

子どもの生活上の問題を把握するためにアンケート調査を実施し、児童・生徒の指導や教育相談の充実に努めます。

■ 多様な情報媒体による思春期に関する情報提供

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。

エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。



■ 性に関する正しい知識の普及

生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。

避妊教育や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

目標値

事業名	担当課	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
思春期教室	健康福祉課	実施対象 小学5年生・6年生 中学3年生	実施対象 小学5年生・6年生 中学生全学年

■ 薬物乱用・喫煙・飲酒等の教育の充実

薬物乱用・喫煙・飲酒等生活習慣に関する教育・相談・情報提供等に努めるとともに、薬物乱用・喫煙・飲酒等の防止について啓発します。

(4) 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期は生涯にわたる人間としての健全な発達を促進するための基礎づくりの時期であり、豊かな人間性を目指した「生きる力」を身につけていくことが重要です。

本町では、豊かな人間性を目指し、英会話、和太鼓、水泳教室などを取り入れています。

また、地域に根ざした保育園・幼稚園を目指すために、地域に園を開放し、様々な交流の機会を提供しています。



英会話レッスン

今後の取り組み

■ 保育園・幼稚園における地域交流の促進

親子で交流できる場を提供し、子育てに関する情報提供や子育て相談を行います。また、園庭や遊具等の開放を進めるなど、園における地域交流活動を促進します。

